

公共事業の実施は、事業予定区域の権利者  
に対す直接的な影響に限らず、周辺区域を  
含め広範囲の地域住民に対し事業の影響を  
与えることが想定される。

事業の実施による影響の程度や内容は事業  
の種類や地域の状況によって異なるが、特に  
生活環境の変化等に対し様々な影響を与える  
事業にあっては、地域住民が抱えている事業  
や地域の変化への不安等の解消は事業の進捗  
を大きく左右すると想定される。

これらの不安等に対処するため、相談体制  
の確立が有効であり、用地取得マネジメント  
の骨格の一部である用地取得工程管理計画に  
おける用地取得の効率化策の一つとして位置  
づけられている。

補償相談業務は、用地補償関係を中心に土  
地建物等が直接的に支障となる権利者及び隣  
接地等で間接的に影響を受ける地域住民に対  
し、用地補償に関する事項、移転先等代替地  
に関する事項、移転時期に関する事項等の生  
活再建等に関する様々な相談について、補償  
相談体制の確立により、起業者の立場から適  
切かつ速やかな対応を図ることによって、円  
滑な用地取得の達成に資することを目的とし  
ている。

補償相談業務の施行上の心得等として、①  
業務実施の基本方針、②要望等への対応、③  
情報及び成果物の取扱、について、次の内容  
を理解して対応する必要がある。

① 業務実施の基本方針としては、相談内容

が権利者の財産権に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。

② 要望等への対応にあたっては、権利者の意向を十分に把握した上で、速やかに起業者に報告しなければならない。

③ 情報及び成果物の取扱いについては、関係法令等を遵守し、業務で知り得た情報及び相談記録簿等の成果物の内容は他に漏らしてはならない。

また、補償相談業務の施行にあたっては、次の事項について留意する必要がある。

① 業務に関する委託契約書及び契約書の内容を十分に理解するとともに、現地の状況を正確に把握する。

② 業務は、正確かつ誠実に実施し、権利者に対する言動、動作に十分配慮する。

③ 補償基準、事務取扱等の用地関係規程や関係通知等を十分に理解する。補償基準等に改正があった場合は改正内容を速やかに把握し、業務に的確に反映する。

④ 権利者への連絡を行う場合は、内容を正確に伝える。

⑤ 業務に関する図書等は、適切に整理、保管する。

⑥ 個人情報等の取扱いに関する関係法令等を遵守し、周知徹底する。

⑦ 用地取得の不正防止対策に係る関係通知等を遵守する。不当要求等の発生に際しては、速やかに起業者に連絡し、指示を受ける。

( 20 字 × 30 行 = 600 字 / 頁 )